

株式会社ピース
指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業
運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社ピースが開設する株式会社ピース（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員（以下、「専門相談員」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
2. 介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 株式会社ピース
所在地 福島県郡山市堤下町1番23号

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防の職員との兼務）

① 管理者 1人（専門相談員と兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たるものとする。

② 専門相談員 常勤換算数2.0人以上

専門相談員は、福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）の作成・変更等を行い、指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

1. 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び下記の夏季及び冬季休業日を除く。

夏季休業日 8月13日から8月16日まで

冬季休業日 12月30日から1月4日まで

2. 営業時間

08:30～17:30

第6条（指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料等）

1. 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。

① 専門相談員が、利用者の状態に応じ、利用者の希望を聞きながら適切な福祉用具を選定する。

② 専門相談員が、利用者の状態に応じ、納品時に福祉用具の取付け、調整等を行い、使用方法の説明を行う。

2. 取り扱う種目は、以下のとおりとする。

① 車椅子

② 車椅子付属品

③ 特殊寝台

④ 特殊寝台付属品

⑤ 床ずれ防止用具

⑥ 体位変換器

⑦ 手すり

⑧ スロープ

- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知器
- ⑫ 移動用リフト

3. 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおりとし、当該指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、月途中のサービス提供の場合は、契約内容に基づき計算する。
4. 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円徴収する。
5. 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。
6. 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、福島県郡山市、須賀川市、本宮市、二本松市及び田村市の区域とする。

第8条（苦情処理）

1. 提供した指定福祉用具貸与等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
2. 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3. 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。
4. 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

第9条（事故発生時の対応）

1. 利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとする。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
3. 利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第10条（記録の整備）

1. 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
2. 利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - ① 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ② 市町村への通知に係る記録
 - ③ 苦情の内容等の記録
 - ④ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - ⑤ 福祉用具貸与計画及び介護予防福祉用具貸与計画

第11条（その他運営についての留意事項）

1. 事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 2年ごとに1回
2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
4. 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業者委託する。
 - ・ 株式会社日本ケアサプライ
東京都港区芝大門1丁目1番30号
 - ・ パラマウントケアサービス株式会社
東京都江東区東砂2丁目14番5号
 - ・ プライムケアイースト株式会社
福島県郡山市喜久田町卸一丁目56-1
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ピースと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、西暦2024年10月1日から施行する。